



イタリア共和国憲法

COSTITUZIONE ITALIANA
TRADUZIONE IN LINGUA GIAPPONESE



Senato della Repubblica

BIBLIOTECA ITALIA

イタリア共和国憲法

COSTITUZIONE ITALIANA

TRADUZIONE IN LINGUA GIAPPONESE

AGGIORNATA ALLA LEGGE COSTITUZIONALE

26 SETTEMBRE 2023, N. 1



Senato della Repubblica

Gli aspetti linguistici sono stati curati
dal Servizio degli affari internazionali
del Senato della Repubblica
con la collaborazione di Motoko Nakajima

Gli aspetti grafici ed editoriali sono stati curati
dall'Ufficio delle informazioni parlamentari,
dell'archivio e delle pubblicazioni del Senato

Le pubblicazioni del Senato sono disponibili
gratuitamente online in formato elettronico
www.senato.it/pubblicazioni

La versione a stampa, ove disponibile,
può essere richiesta alla Libreria del Senato
libreria@senato.it

翻訳は共和国上院国際部が担当し、中島元子氏の協力を得て行われました。

印刷及び出版は、上下院の庶務部、記録部、広報部が担当しました。

上院刊行物の電子データは、下記のホームページから無料で入手できます。

www.senato.it/pubblicazioni

有形の資料媒体は上院図書館 : libreria@senato.it にお問い合わせください。。

目次

基本原則 （第 1 条～第 12 条）	5
第 1 編 - 市民の権利および義務	10
第 1 章 民事関係（第 13 条～第 28 条）	10
第 2 章 倫理・社会関係（第 29 条～第 34 条）	17
第 3 章 経済的關係（第 35 条～第 47 条）	21
第 4 章 政治的關係（第 48 条～第 54 条）	27
第 2 編 - 共和国の組織	31
第 1 章 国会	31
第 1 節 両院（第 55 条～第 69 条）	31
第 2 節 法律の形成（第 70 条～第 82 条）	37
第 2 章 共和国大統領（第 83 条～第 91 条）	44
第 3 章 政府	49
第 1 節 内閣（第 92 条～第 96 条）	49
第 2 節 公共行政機関（第 97 条～第 98 条）	51
第 3 節 補助機関（第 99 条～第 100 条）	53

第4章	司法	54
第1節	司法組織（第101条～第110条）	54
第2節	司法に関する規則（第111条～第113条）	60
第5章	州，県，市（第114条～第133条）	61
第6章	憲法上の保障	76
第1節	憲法裁判所（第134条～第137条）	76
第2節	憲法改正，憲法改正と同様の手続きを必要とする法律（第138条～第139条）	79
暫定規定および最終規定（1～18）		81

イタリア共和国憲法

暫定国家元首は

1947年12月22日会合にてイタリア共和国憲法を可決した憲法制定議会の決議；

憲法最終規定第18条；

に基づき、以下の文書にて、イタリア共和国憲法を審署する。

基本原則

第1条

イタリアは、労働に基礎を置く民主的共和国である。

主権は国民にあり、国民は、憲法の定める形式および制限範囲内でこれを行行使する。

第2条

共和国は、個人としてまた人格がその中で形成される社会集団の一員として、不可侵である人間の権利を認め保障する。又、政治的、経済的、社会的連帯に不可欠な義務の履行を求める。

第3条

すべての市民は同等の社会的尊厳を有し、性別、人種、言語、宗教、政治的見解、個人的および社会的状況により区別されることなく、法の前に平等である。

市民の自由、平等を事実上制限し、人間の完全な形成およびすべての労働者の政治的、経済的、社会的組織への実質的参画を阻止する経済的および社会的秩序への障害を除去することは、共和国の務めである。

第4条

共和国はすべての市民の労働権を認め且つその権利を実効させる諸条件を推進する。

各市民は、その能力と選択に従い、社会の実質的又は精神的進展に資する活動又は機能を果たす義務を負う。

第5条

単一かつ不可分である共和国は、地方自治を認めそれを促進する。国家の権限である役務において、できる限り広範な行政の分権を実現する。立法行為の原則および手法を、地方自治および分権の必要性に適合させる。

第6条

共和国は、特別規定により、少数言語民族を保護する。

第7条

国家とカトリック教会は、それぞれの体制において独立であり最高主権を持つ。

両者の関係は、ラテラノ協定により規定する。両者が同意したラテラノ協定の改正は、憲法改正の手続きを必要としない。

第8条

信仰は、法の前ですべて平等である。

カトリック教と異なる各宗教は、イタリアの法制度に違反しない限り、それぞれの規則において組織を形成する権利を持つ。

国家と宗教との関係は、各宗教代表者との合意に基づき、法律により規定する。

第9条

共和国は、文化の発展および科学技術研究を助成する。

景観並びに国の歴史的および芸術的遺産を保護する。

将来世代の利害にも関連し、環境、生物多様性、生態系を保護する。国法は動物保護に関わる規律を設けその手法を規定する。

第10条

イタリアの法制度は、一般に認知される国際法の諸規定に順ずる。

外国人の法的立場は、国際法規範および協定に即して規律される。

イタリア憲法で保障される民主的自由を実質的に行使することが自国で阻止される外国人は、法律で規定する条件に於いて、共和国の領域内で庇護権を有する。

政治犯罪を理由として、外国人の身柄を引き渡すことは認められない。

第 11 条

イタリアは、他国民の自由を侵害する手段および国際紛争の解決手段としての戦争を否認する。他国と同等の条件において、国家間の平和と正義を保障する制度に必要とされる主権の制限に同意する。平和と正義の保障を目的とした国際機関を振興し、支援する。

第 12 条

共和国の国旗は、イタリア三色旗である。緑、白、赤が同等の幅で垂直に配される。

第 1 部

市民の権利および義務

第 1 章

民事関係

第 13 条

個人の自由は不可侵である。

司法当局による理由の付された行為且つ法律で規定する場合および手段以外でのいかなる形態の身柄拘束、個人の検査、捜索、その他のあらゆる個人の自由の制限は認められない。

法律で厳密に規定する特別な必要性、緊急性が存在する場合には公安当局は緊急措置を採ることができる。但し、当該措置は 48 時間以内に司法当局への通知を行う必要がある。司法当局が通知後 48 時間以内に左記措置を追認しない場合、同措置は撤回され失効する。

自由を制限された人物に対する身体的又は精神的暴力は、いかなるものでも罰せられる。

未決勾留の最大期間は、法律により定められる。

第 14 条

住居は不可侵である。

法律に規定する場合およびその手段によって個人的自由の保障を確保した上でなければ、検査、搜索、差押を執行することはできない。

公衆衛生および治安又は経済および税務目的での検証、検査は特別法により規定する。

第 15 条

信書およびその他のいかなる通信形式の自由および秘密性は不可侵である。

通信の自由および秘密性は、法律で規定する保障のもと、司法当局の理由を付した令状によってもつてのみ制限できる。

第 16 条

公衆衛生および治安の理由で法律が一般的に制限しない限り、各市民は国家領域内で自由に移動し滞在できる。政治的理由によるいかなる制限も禁じられる。

各市民は、法律で規定する義務に反しない限り、共和国領域出入りの自由を持つ。

第 17 条

市民は、武器を携帯せず平和的に集会を行う権利を持つ。

集会は、公衆が出入りできる場所であっても、事前通知を必要としない。

公共の場における集会は権限を持つ当局への事前通知を必要とし、当局は、保安および公衆衛生上の明確な理由が存在する場合のみ、集会を禁止することができる。

第 18 条

刑法に違反する目的でない限り、市民は許可を取得することなく、自由に結社する権利を持つ。

秘密結社および間接的であっても軍事的特点を持つ組織を介し、政治的目的を達成するための結社は禁じられる。

第 19 条

何人も、個人的又は団体としてのいかなる形態に於いても、自らの宗教を信奉し、布教を行い、良俗に反する儀式でない限り宗教儀式を行う自由を持つ。

第 20 条

キリスト教会、その他の宗教又は信仰団体としての性格、その結成、法的能力、その他の活動を理由として、立法上の制限および特別租税負担の対象とはならない。

第 21 条

何人も、自己の思想を、自らの言論、書面およびその他のあらゆる普及手段により、自由に表明する権利を持つ。

出版は、許可取得および検閲の対象とならない。

犯罪が疑われ、出版関連法が明白に許可する場合又は出版関連法の責任者表示規定に違反する場合のみ、司法当局の令状により差押を執行できる。

前項場合で、絶対的緊急性があり、司法当局が迅速に令状を発行することが不可能である場合、司法警察員が定期刊行物の差押を執行できる。但し、司法警察員は、即時に又は遅くとも 24 時間以内に、司法当局への通知を行うこととする。

司法当局が通知を受けてから 24 時間以内に差押を追認しない場合、差押は撤回され、すべの効果を失する。

一般法により、定期刊行物の財源を公開すべきことを定めることができる。

法律は、良俗に反する興行、その他の催しを出版物に掲載することを禁ずる。その違反を予防し、抑制する適切な措置を定める。

第22条

何人も、政治的理由により、法的能力、国籍、氏名を奪われることはない。

第 23 条

法律に基づく命令による以外、人的又は財産的給付に対し課税されることはない。

第 24 条

何人も、自らの権利および正当な利害を擁護するため、訴えを提起できる。

訴訟手続きのいかなる状態、段階においても、弁護は不可侵な権利である。

貧困者に対しては、所定制度により、各司法機関において提訴、弁護する手段が保障される。

法律は、司法上の誤判に対する補償の条件および方法を規定する。

第 25 条

何人も、法律により権限を与えられた裁判官による裁判を受ける権利を奪われない。

何人も、行為発生以前に発効した法律の効力による以外で、処罰を受けることはない。

何人も、法律で規定する場合以外、保安措置の対象とならない。

第 26 条

市民の外国への引き渡しは、国際協定により明白に規定される場合のみ認められる。

如何なる場合にも、政治犯を理由とした引き渡しは認められない。

第 27 条

刑事責任は個人に属する。

被告人は確定判決まで、有罪と見なされない。

刑罰は、人道主義に反する措置であってはならず、受刑者の再教育を目的とすべきである。

死刑は認められない。

第 28 条

国および公共団体の上級職員、職員は、刑法、民法、行政法の規定に基づく権利侵害に当たる行為の直接的責任を負う。この場合、その民事責任は国および公共団体に及ぶ。

第2章

倫理・社会関係

第 29 条

共和国は、婚姻に基づく自然共同体としての家族の諸権利を認める。

婚姻は、家族の統一性を保障する法律に規定する制限の範囲内で、両配偶者の倫理および法的平等の上に成り立つ。

第 30 条

子女を養育し，教育し，訓育することは，両親の義務，権利である。これは婚外子であっても同様である。

両親が無能力である場合，法律は，両親が負うべき責務が果たされるよう措置を講じる。

法律は，婚外子に対しても婚姻に基づく家族の権利と矛盾しない法的および社会的保護を保障する。

法律は，父性の調査に関する規定および制限を定める。

第 31 条

共和国は，経済的およびその他の方法で，家族の形成および家族が果たすべき責務の遂行を支援する。その際大家族には特別な配慮をする。

母性，児童，若年者を保護し，そのために必要な諸施設を助成する。

第 32 条

共和国は、個人の基本的権利および連帯の利益としての健康を保護し、貧困者に対する無償治療を保障する。

何人も、法律の規定によるもの以外、特別の医療措置を強要されることはない。法律は、如何なる場合に於いても、人間の尊重のために必要不可欠な制限を侵害することはできない。

第 33 条

芸術および科学は自由であり、それらの教育も自由に行われる。

共和国は、教育に関する一般規定を定め、あらゆる種類、等級において国立学校を設立する。

私的団体および個人は、国へ経済的負担をかけることなく、学校および教育機関を設立する権利を持つ。

法律は、国立ではないながらも、同等の処遇を求める学校の権利および義務を定めるに際し、その完全な自由を保障する。その生徒に対しては、国立学校の生徒と同等の処遇を与えることを保障する。

さまざまな種類，等級の学校入学又はその終了および職業従事への資格取得のための国家試験が規定される。

高等教育機関，大学，各種養成機関は，国法で定める制限の範囲内において，自治権を持つ。

共和国はいかなる形態においてもスポーツ活動が持つ教育的，社会的そして心身の健康促進に向けた価値を認める。

第 34 条

学校は万人に開かれている。

最低 8 年間の初等教育は，義務であり且つ無償で行われる。

能力があり優秀な生徒は，資力に欠ける場合でも，より高度な教育を受ける権利を持つ。

共和国は，奨学金，家族への手当て，その他の対策により，前項の権利を実現する。これらの措置は，選考により与えられなければならない。

第 3 章

経済的關係

第 35 条

共和国は、あらゆる形態および方法の労働を保護する。

労働者の職業訓練，職能向上に配慮する。

労働の権利を主張し，統制する国際協定および組織を促進し，助成する。

一般利害にかかわる法律で定める義務に反しない限り，外国への移住の自由を認め，外国におけるイタリア人労働者を保護する。

第 36 条

労働者は，自らの労務の量，質に比例し且ついかなる場合でも，自らおよびその家族の，自由で尊厳ある生活を保障するに十分な報酬を得る権利を持つ。

一日の最大労働時間は、法律により定める。

労働者は、週休および年次有給休暇を取得する権利を持ち、その権利を放棄することはできない。

第 37 条

女性労働者は、男性労働者と同等の権利を有し、同一労働に対して同一賃金を得る権利を持つ。労働条件は、女性が家族における基本的機能を果たし、母親と子女に特別な適正保護を保障するものであることとする。

法律は、賃金労働に従事する最低年齢の制限を定める。

共和国は、特別な法律を以て未成年労働を保護し、未成年に対し同一労働に対する同一報酬を保障する。

第 38 条

労働不能且つ生活手段に欠如する市民は、社会的扶養、社会的支援を受ける権利を持つ。

労働者は、労災、疾病、障害、老齢、不本意な失業の場合、生計確保に適正な手段が規定、保障される権利を持つ。

不能者および障害者は、職業教育又は職業訓練を受ける権利を持つ。

本条文に規定する任務遂行に対しては、国が設置し又は補完する組織、機関が対応する。

民間支援は自由に行われる。

第 39 条

労働組合を組織することは自由である。

法律の規定に従う、地方又は中央機関へ登録以外、労働組合に対する義務は存在しない。

労働組合同約が民主的な組織内部規則を定めることは、前項に規定する登録の条件となる。

登録された労働組合は、法人格を有する。組合員数に比例して一元的に代表性を有する場合、登録された労働組合は、労働協約が対象とする労働部門に属するすべて

の労働者に対し、義務的拘束力を持つ労働協約を締結できる。

第 40 条

ストライキ権は、法律で規定する範囲内で行使される。

第 41 条

私的な経済行為は自由である。

但し公益に反する又は健康、環境、公安、自由、人間の尊厳に危害を与える行為は禁じられる。

法律は、公的又は私的経済活動が社会的及び環境的目的を持ち、調整されるよう、適切な計画と統制を定める。

第 42 条

財産は、公有又は私有なものである。経済財産は国家、団体又は個人に帰属する。

私有財産は、法律で認められ且つ保障される。法律は、私有財産の社会的機能を保障し、何人もこれを享受できる目的で、その取得、使用および制限の方法を定める。

私有財産は、法律で規定する場合、賠償金支払いの下、一般利益のためにこれを収用されうる。

法律は、法定および遺言による指定相続の規則、規制および遺産に対する国家権利を定める。

第 43 条

一般的利用にあてるため、法律は、公益事業、エネルギー関連事業、独占事業などで、卓越した一般的利害を持つ事業に携わる企業および企業分野を、国、公共団体、労働者又は利用者共同体に、当初から留保し又は収用および賠償金支払いのうえ、譲渡することができる。

第 44 条

土地の合理的活用を実現し平等な社会的関係を築く目的で、法律は、私有地所有者に対する義務および拘束要件を定め、諸地方、農業地域の状況にかんがみその拡張範囲を制限し、土地改良、大土地所有改革、生産拠点

再構築を促進且つ義務付ける。又法律により、中小規模所有者を支援する。

法律は、山岳地帯への支援措置を規定する。

第 45 条

共和国は、相互扶助を特徴とし、私的な利益追求を目的としない協同組合の社会的機能を認める。法律は、最も適切な手段によりその発展を支援し又適切な管理を行うことで協同組合の性格、目的を保障する。

法律は、職人業の保護およびその発展への対策を講じる。

第 46 条

労働の経済社会的向上を目的とし且つ生産活動の必要性と調和する形態において、共和国は、法律で規定する方法および制限範囲内で、労働者が、企業管理および運営に協力する権利を認める。

第 47 条

共和国は、すべての形式において、貯蓄を奨励し、保護する。又貸付事業への規則を設け、それを調整、管理する。

住宅所有、自営農業、国内の大規模製造企業への直接的又は間接的株式投資が、国民の貯蓄を利用できるよう、振興する。

第 4 章

政治的關係

第 48 条

成年に達した男女すべての市民は、選挙人である。

投票は、個人の権利であり、平等且つ自由の下、秘密に行われる。投票権の行使は市民の義務である。

法律は、国外居住市民の投票権行使の条件および方法を定め、その実効性を保障する。この目的で在外投票区

が設けられ、憲法の規定および所定法に規定する議席が配分される。

選挙権は、民法上無能力、刑事裁判での確定判決又は法律で定める道徳上不適格性の場合以外、制限されることはない。

第 49 条

すべての市民は、民主的手段にて国政を行うため、自由に政党を結成する権利を持つ。

第 50 条

すべての市民は、両議院に対し、法律措置又は万人為の必要性を申立てるため、請願することができる。

第 51 条

すべての市民は、性別を問わず同等の条件にて、法律が規定する資格の下、公務および選挙による職務に従事することができる。共和国はこの目的のため、所定の男女機会均等措置を推進する。

法律は、公務および選挙による職務への従事において、共和国に属さないイタリア人をイタリア市民と同等に取り扱う。

選挙による公務に従事する者は、従来の職務を遂行するために必要な時間を猶予され且つ従来の職務を保持する権利を持つ。

第 52 条

自国防衛は、市民の神聖なる義務である。

兵役は、法律が定める制限および方法に従い、義務付けられる。兵役に服することで、市民の職務上の立場および政治的権利行使が脅かされることはない。

軍隊は、民主的共和国の精神に従って組織される。

第 53 条

何人も、それぞれの納税力に応じて、公共の費用を負担しなければならない。

税務制度は、累進制を基準とする。

第 54 条

すべての市民は、共和国への忠誠を誓い、憲法、法律を遵守する義務がある。

公務を委託された市民は、法律に規定する場合、宣誓を行ったうえ、規律遵守および榮譽心を以て職務に従事しなければならない。

第 2 部

共和国の組織

第 1 章

国会

第 1 節

両院

第 55 条

国会は、下院および共和国上院から構成される。

国会は、憲法で規定する場合のみ、両院による合同会議が開催される。

第 56 条

下院は、普通直接選挙により選出される。

下院議員数は 630 人であり、内 12 人は在外選挙区から選出される。

選挙当日 25 歳に達するすべての選挙人は、下院議員としての被選挙権を持つ。

在外投票議席数はそのままとし、各選挙区への割り当て議員数は、最終国勢調査に基づく共和国居住人数を 618 で割算したうえ、各選挙区住民数を配分議席数で割った商の整数部分および残りの大きいものを配分基数として、住民数に比例して配分される。

第 57 条

共和国上院は、州単位で選挙される。但し、在外選挙区割当議員は別とする。

上院議員数は、315 人であり、内 6 人は在外選挙区から選出される。

すべての州で、上院議員数が 7 人を下回ることはない。但し、モリーゼは 2 人、ヴァッレ・ダオスタは 1 人を下回らないこととする。

在外選挙区割当議席は別とし、州間の議席割り当ては、前項の規定を適用したうえ、各選挙区住民数を配分

議席数で割った商の整数部分および残りの大きいものを配分基数として、最終国勢調査による州人口に比例して行われる。

第 58 条

上院議員は、選挙当日 25 歳に達した選挙人により、普通直接選挙にて選出される。

選挙当日 40 歳に達するすべての選挙人は、上院議員としての被選挙権を持つ。

第 59 条

権利放棄する場合を除き、共和国大統領を務めたものは、終身上院議員の権利を持つ。

共和国大統領は、社会、科学、芸術、文学分野における顕著な功績をもって、祖国に栄誉をもたらした市民を 5 人、終身上院議員として任命することができる。

第60条

下院、共和国上院は、5年を任期とする。

両院の任期は、戦時の場合に法律によってのみ、延長できる。

第61条

新議院選挙は、前議院終了から70日以内に実施される。第1回議会は、選挙日から20日以内に招集される。

新議院が議会を招集するまでは、前議院の権限が継続する。

第62条

両院は、2月と10月の休日でない第1日に、自動的に招集される。

両院の議長又は共和国大統領の発議若しくは3分の1の議員の提議により、特別に議会を招集することができる。

特別に両院のどちらかの一方の議会が開催される場合、もう一方の議会も、自動的に招集される。

第63条

両院は、それぞれの議員の中から、議長およびその事務局員を選出する。

国会の両院合同議会招集の場合、議長およびその事務局は、下院の議長、事務局が充てられる。

第64条

各議院は、それぞれの議員の絶対多数により、独自規則を採択する。

議会は公開である。但し両院議会及び合同国会は非公開議会招集を決議することができる。

両院議会および国会の決議は、その議員の過半数の賛同が無ければ無効である。但し、憲法で特別な多数決が規定される場合はその限りではない。

政府閣僚は、両議院の議員でない場合に於いても、議会への参加権利を有し、要請された場合にはその義務を負う。又発言を求めた際には、それを認められなければならない。

第65条

法律は、下院議員又は上院議員として、被選挙権無資格および兼職禁止である場合を定める。

何人も、同時に両議院に所属することはできない。

第66条

各議院は、それぞれの議員資格並びに被選挙権無資格および兼職禁止となる事由に関して判断を下す。

第67条

すべての国会各議員は国を代表し、命令委任に与することなく自らの職務を果たさなければならない。

第68条

国会議員は、その職務遂行において表明した見解および評決に関して責任を問われない。

すべての国会議員は、所属する議院の承認なく、身体検査、家宅搜索、逮捕、身体的自由のはく奪、最終有罪

判決の執行によらない又は逮捕が義務付けられる犯罪の現行犯逮捕によらない勾留の対象とならない。

前項と同様の承認は、国会議員を対象とした通信、会話傍受および書簡の差押にも必要とされる。

第69条

国会議員は、法律で定められた歳費を受ける。

第2節

法律の形成

第70条

立法機能は、両議院が共同で行使する。

第71条

法律の発議は、政府、両議院議員および憲法改正と同様の手続きを必要とする法律により権限を授与される組織および団体に、その権利が与えられる。

国民は、少なくとも5万の選挙人から提議される条文にまとめられた草案により、法律発議を行うことができる。

第72条

規則に基づいていずれかの議院に提案され、先ず委員会で、次に当該議院本会議で検討された各法案は、議院において一条文ごとに可決され、最終投票が行われる。

緊急と宣言された法案に対する簡易手続きは規則によってこれを定める。

院内会派の人数比に従って構成される委員会又は常任委員会に対して法案検討および可決が付託されるべき場合および形式は、規則によって定めることができる。その場合でも、法案最終可決までに政府又は議院の10分の1の議員若しくは委員会の5分の1の委員が要請したときは、討論、採決又は表決のみによる法案最終可決を行う

ため、議院に送付される。規則は、委員会の作業公開の形式を定める。

憲法関連法、選挙法、委任立法、国際条約批准、予算・決算法可決にかかわる法案の場合は議院における審議、直接可決の通常手続きが採用される。

第73条

法律は、可決後1か月以内に、共和国大統領から審査の上署名される。

両院で、絶対多数の議員から緊急宣言が出される場合、法律は、その法律自らが定める期間内に、共和国大統領から審査の上署名される。

法律は、共和国大統領から審査の上署名された後即時公示され、公示日から15日後に施行される。但し、法律自らが異なる期日を定める場合は、その限りではない。

第74条

共和国大統領は、法律を審査し署名する前に、理由を付した教書を両院に送付し、新たな決議を要請することができる。

両院が、前項の法律を再度可決する場合には、同法律は共和国大統領から審査の上署名される。

第75条

50万人の選挙人又は5州議会からの要請がある場合、法律又は法律と同等の効力を持つ法令の全文若しくは部分的廃止を決定するため、国民投票が行われる。

租税、予算、大赦、減刑および国際条約批准に向けた承認に関する法律に対しては国民投票は許可されない。

下院議員選挙権を有するすべての市民は、国民投票への参加権利を持つ。

国民投票に付される議案は、過半数の有権者が投票に参加し、有効投票の過半数を得た場合、可決される。

法律は、国民投票実施方法を定める。

第76条

原則および方針基準が定められ、一定の期間および一定の目的に限らなければ、立法機能を政府に委任することはできない。

第77条

政府は、両院からの委任なくしては一般法律と同等の効力を持つ緊急政令を公布することはできない。

特別な必要性、緊急性がある場合、政府は、自らの責任において、法律効力を持つ暫定措置を採択する。但し政府はこれを法律に変更するため、即日に両院に提出しなければならない。両院は、解散後であっても、所定の招集により、5日以内に審議のため会合を開く。

緊急政令は、公布日から60日以内に法律に変更されなければ、公布日に遡り失効する。両院は、法律に変更されなかった緊急政令に基づいて生じた法的関係を、法律により規制することができる。

第78条

両院は、戦争状態を決定し、政府に必要な権限を与える。

第79条

大赦および減刑は、各議院の3分の2以上の議員により各条文が採決され又最終投票がなされたうえ決議された法律により、許可される。

大赦、減刑を与える法律は、その適用期間を定める。

大赦、減刑は、関連法案が提出された後になされた犯罪には、適用されない。

第80条

両院は、政治的性格を持つもの、仲裁および司法規則に関わるもの、領土変更をもたらすもの、財政負担又は法律改正を必要とする国際条約批准を、法律により承認する。

第81条

国は、景気循環の後退期と拡張期を考慮し、予算の歳入歳出における財政均衡を保障する。

借入は、景気循環を考慮する目的で、例外的事象の発生において両院議員の絶対多数により事前に承認された場合のみ許可される。

新たな負担又は負担増を伴う法律は、それに対処する手段を講じる。

両院は毎年、政府が提出する予算案および決算を法律により承認する。

暫定予算は、4か月を超過しない期間のみ、法律によりその行使を許可される。

予算法の内容、公共行政全体における歳入歳出の均衡および債務の持続可能性を保障するための基本的規則および基準は、その改正に於いて憲法と同様の手続きを要する法律で定める原則を順守したうえ、各議院構成員の絶対多数により可決された法律で定められる。

第82条

各議院は、公益に関する問題につき、調査を行うことができる。

前項の目的で、院内会派の人数比に従って各議院の議員から構成される委員会が任命される。調査委員会は、

司法当局と同等の権限および制限をもって調査，尋問を行う。

第2章

共和国大統領

第83条

共和国大統領は，両院合同会議において選挙される。

選挙には，州議会が選出する代表者が各州から3人参加する。代表者は少数派の代表を確保するよう選出される。ヴァッレ・ダオスタの代表者は1人とする。

共和国大統領選挙は，秘密投票により，合同会議の3分の2以上の得票によって決する。3回目の投票の後には，絶対多数により選出される。

第84条

満50歳以上で，市民権および政治的権利を有する市民はすべて，共和国大統領としての被選挙権を有する。

共和国大統領の職務は、その他のいかなる職務とも兼任できない。

大統領の報酬および処遇は、法律により定められる。

第85条

共和国大統領の任期は、7年とする。

任期終了30日前に、下院議長は、新共和国大統領選挙のため、国会および、州代表による合同会議を招集する。

両院解散又は任期満了前3か月未満である場合、大統領選挙は、新議会招集から15日以内に行われる。その間、現在大統領の権限が延長される。

第86条

共和国大統領の職務は、大統領がそれを遂行することが不可能である場合、上院議長が代行する。

職務遂行が永続的に不可能であるか又は共和国大統領の死亡又は辞任の場合、下院議長は、15日以内に新たな

共和国大統領選挙を公示する。但し、両院解散又は任期満了前3か月未満の場合には、当該期間は延長される。

第87条

共和国大統領は、国家元首であり、国家統一を代表する。

両院に対する教書を送付することが出来る。

新たな議会選挙を命じ、第1回招集期日を定める。

政府発議の法案の両院提出を許可する。

法律の、法律としての効力を有する緊急政令および規則を發布する。

憲法で定める場合の国民投票を命ずる。

法律で規定する場合、国家公務員を任命する。

外交官の派遣、接受を行い、必要である場合は事前の両院承認を得たうえ、国際条約を批准する。

軍隊を指揮し、法律に基づいて設置される国防最高会議の議長を務める。又両院から決定された戦争状態の宣言を行う。

司法官最高会議の議長を務める。

特赦を与え、減刑を行うことができる。

共和国勲章を授与する。

第88条

共和国大統領は、両院議長との協議の上、両院又はその一方を解散することができる。

任期満了前6か月である場合には、前項の権限は行使できない。但し、その期間が国会任期満了前6か月と、すべて又は一部が重なる場合は、その限りではない。

第89条

共和国大統領のいかなる行為も、提議し、責任を持つ大臣の副署が無ければ、効力を持たない。

法律としての効力を持つ行為および、法律で定められたその他の行為は、内閣総理大臣の副署も必要とする。

第90条

共和国大統領は、自らの職務行使においてなされた行為に責任を有さない。但し、国家反逆又は憲法侵害はその限りではない。

前項但し書きの行為の場合、国会合同会議の絶対多数により弾劾される。

第91条

共和国大統領はその就任前、国会合同会議において、共和国への忠誠および、憲法遵守を宣誓する。

第3章

政府

第1節

内閣

第92条

共和国政府は、内閣総理大臣および国務大臣から構成され、共に組閣する。

共和国大統領は、内閣総理大臣を任命し、その提案に基づき国務大臣を任命する。

第93条

内閣総理大臣および国務大臣はその就任に先立ち共和国大統領に対して宣誓する。

第94条

政府は、両院からの信任を得なければならない。

各議院は、理由を付した動議により、記名投票にて内閣信任を是認又は撤回する。

組閣から10日以内に、両院の信任を問わなければならない。

政府提議に対する、一方の議院又は両院の反対投票は、政府の辞任を義務付けるものではない。

不信任動議は、少なくとも一方の議院の10分の一の議員による署名を必要とし、動議提出から3日間を経なければ、審議されない。

第95条

内閣総理大臣は、政府の政策全般を指揮し、その責任を負う。政策および行政方針の統一性を保障し、国務大臣の職務を支援、調整する。

国務大臣は、内閣による行為の連帯責任を負い又各担当省の行為へは個別責任を負う。

法律は、内閣府規則を制定し、各省の数、権限、組織を定める。

第96条

内閣総理大臣および国務大臣は、辞任後に於いても、その職務遂行に当たり犯した罪に対しては憲法改正と同様の手続きを必要とする法律の規定に従い、共和国上院又は下院の事前許可を得たうえ、普通法上の裁判機関にゆだねられる。

第2節

公共行政機関

第97条

公共行政機関は、欧州連合の規則に即し、財政均衡および持続的公的債務を保障する。

公的機関は、行政の良好な運営および公平さを確保すべく、法律に基づいて組織される。

公的機関制度に於いては所属公務員の管轄範囲，権限および責任が定められる。

法律で定められた場合を除き，公共行政職員へは，選考試験を経て就任する。

第98条

公務員は，国への奉仕のみを行う。

国会議員である場合，勤務年数に準じてのみ，公務員として昇進する。

司法官，現役職業軍人，警察官僚および警察員，在外外交官，領事官に対しては，法律により，諸政党への入党権利を制限できる。

第3節

補助機関

第99条

経済労働全国評議会は、法律に定める様式に従い、人数比および質的重要性を考慮し、産業各部門における専門家および労働者代表により構成される。

関連事項および法律が権限を与える職務に於いて、両院および政府の諮問機関の役割を果たす。

法律で定める原則および制限に基づき、経済社会問題に関する法律の発議権を有し、その法案起草に関わることができる。

第100条

国務院は、司法行政の諮問機関であり又行政における公正さを保護する機関である。

会計院は、政府の行為の合法性に関する事前審査および国家予算執行における事後審査を行う。法律で定める場合および形式に従って国が通常の方法により補助金を

与える公共団体に対し、その財政運営審査に関与する。
審査結果に関しては、直接両院への報告を行う。

前項両機関およびその構成員の政府に対する独立性は
法律により保障される。

第4章

司法

第1節

司法組織

第101条

裁判は国民の名の下に行われる。

裁判官は、法律にのみ従う。

第102条

司法権は、司法制度関連法規により任命され、統制された普通司法官により行使される。

臨時又は、特別裁判官を任命することは出来ない。普通裁判所に、司法とは無関係の市民の参加も含めた特別分野を扱う、特別部を設けることができる。

法律は、国民が裁判に直接参加する場合および形式を定める。

第103条

国務院および行政裁判所は、公共行政における正当な権利を保護し又特に法律で定める事項においては権原をも保護するための司法権を持つ。

会計院は、公共会計および法律で定める事項における司法権を持つ。

軍事裁判所は、戦時に、法律で定める事項への司法権を持つ。平和時には、軍隊に所属するものが犯した軍事犯罪のみに関する司法権を持つ。

第104条

司法組織は他のいかなる権力からも自治独立した組織である。

司法官最高評議会は、共和国大統領がその議長を務める。

破棄院院長および検事総長は、当然に司法官最高評議会の一員となる。

その他の司法官最高評議会構成員の3分の2は各普通司法官から指名され又3分の1は法律関係の大学教授および最低15年の職務経験を有する弁護士の中から、国会合同会議により指名される。

司法官最高評議会の副議長は、国会で指名された構成員の中から選任される。

司法官最高評議会構成員の任期は4年とし、引き続き再任されることはできない。

任期中は、職業名簿への登録および国会議員若しくは州議会議員を務めることはできない。

第105条

司法制度関連法規に従い、司法官の採用、配属、異動、昇進および服務規律は、司法官最高評議会が定める。

第106条

司法官任命は、国家試験によって行われる。

司法制度関連法規は、個々の裁判官が権限を持つすべての職務に従事する名誉裁判官を任命することを認める。選挙による任命も認められる。

司法官最高評議会の指名に基づき、顕著な業績を評価される法律関係の大学教授および、最低15年の職務経験を有し、破棄院、国務院、会計院および憲法裁判所での弁護活動を認められる名簿に登録されている弁護士を破棄院判事として任命することができる。

第107条

司法官は罷免されない。司法制度関連法規に規定する防御権が保障されたうえ理由を付した司法官最高評議会の決定、又は本人の合意による以外、司法官は罷免、停職、転勤、異動の対象とならない。

法務大臣は、服務規律を適用する権限を持つ。

司法官は、職務の差異以外の区別はなされない。

検察官は、司法制度関係法規に基づく保障を享受する。

第108条

司法制度および各裁判組織関連法規は、法律により定められる。

法律は、第103条に規定する特別裁判組織の裁判官、検察官および司法行政に参加する職業司法官ではないものの独立性を保障する。

第109条

司法当局は、直接、司法警察員を直接指揮する。

第110条

司法官最高評議会の管轄に属するものを除き、司法行政に関わる組織、機能に関する決定は法務省大臣の権限に属する。

第2節

司法に関する規則

第111条

司法は、法律に定める正当な裁判の原則により実行される。

各裁判手続きは、同等な条件にある当事者により、第3者の立場であり公平な裁判官の前で、弾劾制度の下に行われる。法律は、合理的裁判期間を保障する。

刑事裁判に於いて法律は、犯罪被告人に対し、以下の事項を保証する：自らにかけられる容疑の内容および理由を、出来る限り迅速かつ秘密裡に知らされる；弁護準備に対する必要な期間および条件を確保できる；裁判官の前で、自らに不利な証言を行う人物に対する直接尋問を行う又は尋問を行わせる資格を持つ；検察官と同等の条件で自らに有利な証言を行う人物を召喚し、尋問し且つその他自らに有利な証拠方法を採用する；裁判に使用される言語を理解しない又は話せない場合には、通訳による支援を受ける。

刑事裁判は、証拠の形成に於いて、弾劾制度の下に行われる。被告人の有罪性は、自らの選択に於いて、常に被告人又はその弁護人による尋問に答えない人物の証言のみで、証明されることはない。

法律は、被告人の合意があるか又は客観的理由により不可能であることが確定される、又は確実に不正な方法で収集されたことを理由として、証拠が弾劾形式で形成されない場合を定める。

裁判所によるすべての命令は、理由を付す。

普通裁判所又は特別裁判組織による判決又は人身の自由に関する措置は、法律違反を理由として、常に破棄院への上告が可能である。戦時の軍事裁判所による判決は、唯一この規定の例外となりうる。

国務院、会計院による決定に対しては、司法管轄権を理由としてのみ、破棄院への上告が認められる。

第112条

検察官は、公訴提起を義務付けられている。

第113条

公共行政機関の行為に対しては、普通裁判所又は行政裁判所に対して、権利および正当な利益の司法権保護を訴えることができる。

司法権保護は、特定の上訴手段又は所定の行為から排除されものでも、それらに限定されるものでもない。

法律は、法律自身が規定する場合および影響に対して、公共行政機関の行為を無効とすることができる司法機関を定める。

第5章

州，県，市

第114条

共和国は、市，県，大都市，州および国から成り立つ。

市，県，大都市，県は，自ら規則を定める自治体であり，憲法で定める原則に基づく権限，機能を有する。

ローマ市は，共和国首都である。国家法は，その制度を規定する。

第115条

廃止

第116条

フリウリ＝ヴェネチア・ジュリア，サルデーニャ，シチリア，トレンティーノ＝アルト・アディジェおよびヴァッレ・ダオスタは，憲法と同様の手続きを要する法律に従い採択された特別規則に基づき，独自の自治権に関する形式および条件を有する。

トレンティーノ＝アルト・アディジェ/南チロル州は，トレンティーノおよびボルツァーノ特別自治県より構成される。

第117条第3項および同条第2項l) の内，治安判事による裁判組織に関する規定，n) ， s) に規定する事項における更なる自治の形式および条件に於いては，第119条に規定する原則を順守し，地方団体の見解を得た上，関

心を示す他の州の発議に従い，国家法によりその権限を他の複数州に委譲できる。法律は，国と関心を持つ州との事前合意に基づき，両院構成員の絶対多数により承認される。

第117条

国および州は，憲法，欧州連盟規則に従う拘束要因および国際条約に基づく義務を遵守した上，立法権を行使する。

国の独占的立法権限は，以下の事項に関するものである：

- a) 外交，国と欧州連盟との国際関係，庇護権，欧州連合に帰属しない国の国民の法的立場；
- b) 移民問題；
- c) 共和国と宗教信仰の問題；
- d) 国防，軍隊，国の安全保障，兵器・軍需品・爆薬；
- e) 貨幣，貯蓄および金融市場保護；競争保護；通貨制度；税制および国家会計；公的財政均衡；財政資源平準化；
- f) 国家組織および関連選挙法；国の国民投票；欧州議会選挙；
- g) 国および全国公共団体の制度および行政組織；

- h) 公共秩序および安全保障，但し，地方行政警察は例外とする；
- i) 国籍，戸籍上の身分，戸籍簿；
- l) 司法権および各訴訟手続き；民事および刑事制度；行政裁判；
- m) 国土全体で保障されるべき，市民権および社会権に関わる給付の基本的水準の決定；
- n) 教育一般規則；
- o) 社会保障
- p) 市，県，大都市に関わる選挙法，統治組織，基本的権能；
- q) 税関，国境防備，国際的予防措置；
- r) 質量，長さ，時間定義；国，州，地方行政データの統計および情報処理調整；優れた創造産物；
- s) 環境，生態系，文化財保護。

国と州が共同で権限を持つ分野は：

州の国際関係および欧州連合との関係；対外貿易；労働の保護，安全保障；学校自治を保障したうえでの職業教育および訓練を除く教育；職業；科学技術研究，産業界における革新化支援；健康保護；食糧；スポーツ制度；市民防災；地域領域の統治；民間港湾，空港；大規模輸送網，航行網；通信制度；エネルギー生産，全国への送配；補完的および補充的社会保障；公共財政均衡および税務制度調整；文化財および環境財の評価，文化活動の促進および組織；貯蓄銀行，農業金融機関，地域的特色を持つ金融機関；地域的特色を持つ不動産および農

業信用金庫。国と州が共同権限を持つ分野においては、州に立法権が認められる。但し、基本原則の定義は、国に独占的立法権が留保される。

立法権が明白に国に保持されていない分野においては、州が立法権を持つ。

州、トレンティーノおよびボルツァーノ特別自治県は、それぞれが権限を有する分野に於いて欧州連合の二次法形成に直接参加し又不履行の場合の代行権限行使に関する条項を規定する国家法に定められる手続規則を遵守したうへ、国際条約ならびに欧州連合の規範的行為施行および執行を講ずる。

国が独占的立法権を有する分野における規則制定権限は国にある。但し、州に委任する場合は別とする。その他の分野における規則制定権限は州にある。市、県、大都市は、組織規律およびそれらの権能遂行に関する規則制定権限を持つ。

州法は、社会、文化、経済生活に於ける男女均等化への障害を除去し、選挙による職務従事の男女均等化を促進する。

州法は、特定される他州との共同組織をも介した権能遂行の向上を目的とし、州とその他の州とで締結された合意を批准する。

州は、権限が与えられる分野において、国法で規定する場合および形式に従い、外国との協定や、外国に所属する地方団体との合意を締結することができる。

第118条

行政執行権能は、市に帰属する。但し、統一的な機能執行を保障するため、補完性、差異化、適正化の原則に基づき、県、大都市、州または国に移譲される場合は別とする。

市、県、大都市は、それぞれの権限に基づき、自らの行政執行権能および国法又は州法で移譲される権能を持つ。

国法は、第117条第2項b)、h)に規定する分野において、国と州の調整形式を定め、文化財保護分野における合意および調整の形式を規定する。

国、州、大都市、県、市は、補完性の原則に基づき、公益に関する活動を行う市民、個人、協会の自発的行為を支援する。

第119条

市，県，大都市，州は，財政均衡を遵守しつつ歳入・歳出の財政自主権を有し，欧州連合規則に由来する経済・財政面における拘束事項の遵守を保障する。

市，県，大都市，州は，自主財源を持つ。憲法規定におよび公共財政・税制整合の原則に即した自主税収，歳入制度を定め，適用する。それぞれの管轄地域に課される国税収益から交付金が配分される。

国法は，住民当たりの税負担能力が低い地域を対象とし，使用目的に拘束されることのない，平準化基金を設立する。

前項に規定する基金による財源は，市，県，大都市，州が自らに移譲される権限の行使に充てることができる。

経済発展，社会的結束，連帯性を支援し，経済・社会格差を排除し，実質的な人間としての権利行使又は通常の権限行使とは異なる目的を持つ権能に対処するため，国は，付加的財源をもって，特定の市，県，大都市，州を支援する特別事業を行う。

共和国は島嶼の特徴を認識し、島であることによる不利益を除去するに要される処置を講じる。

市、県、大都市、州は、国法に規定する一般原則に従い移譲された独自資産を有する。同時に作成される償却計画に基づく投資に際してのみ、州に帰属する各地方団体の総合的財政均衡化が保障されることを条件として、融資を受けることができる。締結される融資契約に対してはいかなる国家保証も行われない。

第120条

州は、州相互間の移出入、境界通過に対して課税することはできない。州相互間での人および物品の自由な移動を、いかなる形に於いても妨げる措置を採用することはできない。全国領域のいかなる地域に於いても、労働の権利を制限することはできない。

政府は、州、大都市、県、市が国際規則、条約又は欧州連盟規則に違反する場合若しくは、公衆衛生が著しく脅かされる場合又は法的、経済的統一、特に、公民権、社会的権利に関わる基本的給付の基準を保護することが脅威にさらされる場合、地方政府の管轄地域境界を超え、それらの権能を代行できる。法律は、代行権が補完性および合法的協力の原則を順守した上遂行されることを保障するため、その執行手続きを定める。

第121条

州組織は次の通りとする：州議会，参事会および議長。

州議会は，州に付与された立法権並びにその他の憲法および法律に従い与えられた権能を行使する。両院に対して，法律案を提議できる。

州参事会は，州の執行機関である。

参事会議長は，州を代表する者として；参事会の政策を指導監督し，その責任を持つ；州法を形式的審査の上署名し，州条例を公布する；共和国政府の訓令に従い，国から州へ委任される行政機能を指揮する。

第122条

州参事会議長および参事会議員，州議会議員の選挙制度，被選挙無資格および兼職禁止に関しては，共和国法律の原則の制限範囲内で，州法により規定する。州法は，選挙による職務任期をも定める。

何人も、州議会、州参事会、国会の一院の議員、他州議会、他州参事会又は欧州議会議員とを兼職できない。

州議会は、その内部から議長および議長事務局を選出する。

州議会議員は、その職務遂行において表明した見解および評決に関して責任を問われない。

州参事会議長は、州規則で異なる規定が設けられていない限り、普通直接選挙により選出される。選出された議長は、参事会員の任命および解任を行う。

第123条

各州は憲法に反することなく独自の規則を制定し、州政府の形式および組織、権能に関わる基本原則を定める。州規則は、州法および行政措置に関する発議権行使、住民投票実施ならびに州法、州条例の公布を規定する。

州規則は、州議会議員の絶対多数により、少なくとも2か月以上の間隔を置いて採択される2度の決議をもって承認される州法により承認、変更される。このように制定

された州法は、政府監督官による承認を必要としない。共和国政府は、州規則公布から30日以内に、同州規則に対する違憲審査を憲法裁判所に対して訴えることができる。

州規則は、その公布から3か月以内に州選挙人の50分の1又は州議会議員の5分の1から提案される場合、住民投票にかけられる。住民投票の対象となる州規則は、有効票の過半数から承認されない場合は公布されない。

各州において、州規則は、州と地方団体の諮問機関としての州自治評議会を規制する。

第124条

廃止

第125条

州には、共和国の法律により定められる制度に従い、第1審としての州行政裁判所が組織される。州都以外にも、州行政裁判所支部を設けることができる。

第126条

重大な憲法違反又は法律侵害を犯した州議会議長若しくは参事会議長は、理由を付した共和国大統領令により、解散、解任される。解散、解任は、国家の安全保障を理由としても命じられる。命令は、共和国の法律に基づき、州問題に対処する目的で制定される上院議員、下院議員による委員会の見解を得た上採用される。

州議会は、理由を付し、少なくとも構成員の5分の1以上の署名を得た上、記名投票において絶対多数で承認された動議により、州参事会議長不信任を表明できる。不信任動議は、その提案より3日間は審議に付されない。

普通直接選挙により選出された参事会議長の不信任動議の可決、解任および恒常的に職務に着けない場合又は死亡および辞任の場合は、参事会の辞任および州議会解散を伴う。州議会議員半数の同時辞任は、同様の効力を発する。

第127条

政府は、州法が州権限を越えているとみなす場合、州法公布60日以内に、憲法裁判所に対して違憲審査を訴えることができる。

州は、国又は他州の法律若しくは法律と同等の効力を有する行為が自らの権能を侵害するとみなす場合、法律又は法律と同等の効力を有する行為公布60日以内に、憲法裁判所に対して違憲審査を訴えることができる。

第128条

廃止

第129条

廃止

第130条

廃止

第131条

以下の州が設置された：

ピエモンテ；

ヴァッレ・ダオスタ；

ロンバルディア；

トレンティーノ＝アルト・アディジェ；

ヴェネト；

フリウリ＝ヴェネチア・ジュリア；

リグリア；

エミリア・ロマーニャ；

トスカーナ；

ウンブリア；

マルケ；

ラツィオ；

アブルッツォ；

モリーゼ；

カンパーニヤ；

プーリア；

バシリカータ；

カラブリア；

シチリア；

サルデーニヤ。

第132条

州議会の見解を得た上、憲法と同様の手続きを要する法律により既存州の合併又は少なくとも百万人の住民を有する新たな州を設置することができる。これは、関係する住民の少なくとも3分の1を代表する一定数の市から提案され、住民投票で、関係する住民の過半数により提議が承認された場合に行われる。

県および関係する複数の県、市および関係する複数の市の住民過半数が住民投票を介して承認し、州議会の見解を得た上、共和国の法律により、要求を行った県およ

び市は、一州から分離し、他州に帰属することが認められる。

第133条

一州内の県領域変更又は新たな県の設置は、当該州議会の見解を得た上、複数市の発議に基づき、共和国の法律により定める。

関係する住民の見解を得た上で州は、自らの法律をもって、その領域内に新たな市を設置し又市の領域および名称を変更できる。

第6章

憲法上の保障

第1節

憲法裁判所

第 134 条

憲法裁判所は以下の事項に関して審査する：

国および州の法律および法律と同等の効力を持つ諸行為の合憲性に関する訴訟；

国の諸権限，国と州の間の権限又は州相互間の権限争議；

憲法の規定に従ってなされた共和国大統領への告訴。

第135条

憲法裁判所は 15 名の判事から構成される。その 3 分の 1 は共和国大統領の任命により，3 分の 1 は国会両院合同会議から指名され残りの 3 分の 1 は普通および行政の最高裁判所より指名される。

憲法裁判所判事は，普通裁判所および行政裁判所の退職司法官をも含む司法官，法律関係の大学教授，少なくとも 20 年の経歴を持つ弁護士の中から選出される。

憲法裁判所判事の任期は，各判事が宣誓をする日から 9 年であり，再任されることは認められない。

任期終了と同時に、憲法裁判所判事は職務を終了し、権限行使を中止する。

憲法裁判所は法律の規定に基づき、構成判事の中から長官を選任する。長官の任期は3年とする。判事の任期内に於いて、長官は再任されうる。

憲法裁判所判事は、国会議員、州議会議員、弁護士および法律で規定する職務を兼職することはできない。

共和国大統領に対する告訴の場合、憲法裁判所の通常の判事の他に、通常の判事任命に対して定められるものと同様の選挙手法にて国会が9年毎に作成する名簿から抽出される、16名の市民が参加する。名簿に登録される市民は、上院議員としての被選挙人資格を持つものとする。

第 136 条

憲法裁判所が法律の規定又は法律と同等の効力を有する行為に対する違憲判決を下した場合、当該規定は、判決公示翌日から失効する。

憲法裁判所の決定は、公示され且つ国会両院および関係する州議会に通知され、必要と見なされる場合は憲法で規定する措置を講ずる。

第 137 条

憲法改正法は、合憲性に関する提訴の条件、形式、期限を定め又憲法裁判所判事の独立性を保障する。

普通法にて、憲法裁判所の構成、機能に必要な諸規則が定められる。

憲法裁判所の決定に対してはいかなる上訴も認められない。

第 2 節

憲法改正および憲法と同様の手続きを要する法律。

第 138 条

憲法改正法および、憲法と同様の手続きを要する他の法律は、両院においてそれぞれ、少なくとも 3 か月を下らない間隔を置いて引き続き行われる 2 度の決議をもつ

て採択される。各院における2度目の決議は、その所属議員の絶対多数により採決される。

法律の公示より3か月以内に、両院のいずれかに所属する議員の5分の1又は選挙民50万人又は5つの州議会から要請される場合、法律は国民投票に付される。国民投票に付される法律は、有効票の半数以上をもって承認されない場合には公布されない。

両院それぞれにおける第2回目投票で所属議員の3分の2以上の多数により可決された法律は、国民投票に付されない。

第139条

共和制は、憲法改正の対象となりえない。

暫定規定および最終規定

1.

憲法施行と同時に、暫定国家元首は、共和国大統領の権限を行使し、その肩書を受ける。

2.

共和国大統領選挙期日までに州議会が設置されていない場合は、両院の所属議員のみが選挙に参加する。

3.

共和国上院の初下院議員には、法律で定める上院議員としての資格を有する憲法制定議会議員で、以下の条件を満たすものが、共和国大統領令により任命される：

内閣総理大臣、又は、立法議会議長を務めたもの；

解散された上院の議員を務めたもの；

憲法制定議会を含め、少なくとも3回選挙されたもの；

1929年11月9日の下院議員会合に於いて、失権を宣告されたもの；

ファシスト国防特別裁判所の判決に従い、5年を下らない懲役刑期を終了したもの。

解散された上院の議員で国家諮問議会に参加したのも、共和国大統領令により、上院議員として任命される。

上院議員として任命される権利は、任命の命令書への署名前に、放棄することができる。政治選挙への立候補は、上院議員として任命される権利の放棄とみなされる。

4.

第1回上院議員選挙に於いて、モリーゼは独立州とみなされ、住民数に応じた上院議員を選出する。

5.

財政負担を生じる又は法律改正を伴う国際条約に関する憲法80条の規定は、両院の招集日以降、発効する。

6.

憲法施行後 5 年以内に、既存の特別裁判所組織の改正を行う。但し、国務院、会計院および軍事裁判所はその対象ではない。

憲法施行後 1 年以内に法律により、第 111 条の規定に従い高等軍事裁判所組織の再編成を行う。

7.

憲法の規定に即した新たな司法制度法が公布されるまで、現行の制度法規則が継続する。

憲法裁判所がその機能を開始するまでは、第 134 条に規定する訴訟への決定は、憲法施行以前の規則に規定する形式および制限の範囲内で行われる。

8.

州議会および県行政の選挙による組織の選挙は、憲法施行後 1 年以内に実施される。

共和国の法律は、公共行政のすべての部門にわたり、国から州への権限移譲を規定する。地方団体相互間の組

組織再編成，および行政機能配分が実行されるまで，県および市は現在行う権能および，州から委任される権能を継続して行う。

共和国の法律は，新たな組織編成により必要と見なされた場合，中央行政の職員らも含め，国家公務員および職員の州への移動を規定する。州機関事務所の設置にあたり，必要な場合を除き，国および地方団体職員から人員を採用しなければならない。

9.

共和国は，憲法施行後 3 年以内にその法律を，地方自治および州に委任される立法権の要請に順応させる。

10.

第 116 条に規定するフリウリ＝ジュリア・ヴェネチア州には，第 2 部第 5 章の一般規則が暫定的に適用される。但し，第 6 条の規定に従い少数言語民族保護はそのまま行う。

11.

この憲法施行から 5 年間は，憲法と同様の手続きを要する法律により州を新設し，第 131 条の表を変更でき

る。これは、第 132 条第 1 項の規定で必要とされる条件が満たされない場合でも、関係する住民の見解を得ることを前提として行うことができる。

12.

いずれの形式に於いても、解散されたファシスト党の再建は禁じられる。

憲法施行後 5 年以内に限り、第 48 条の規定の例外として法律により、ファシズム体制の責任ある主要人物の選挙権、被選挙権に関する一時的制限を定める。

13.¹ (1)

サヴォイア家の家族および末裔は、選挙民ではなく、公的職務および選挙による職務に就くことはできない。

¹ 単一条文である 2002 年 10 月 23 日付憲法改正法第 1 号（「憲法最終規定 XIII 第 1 項および第 2 項の法律効果を取り消す憲法改正法」, 2002 年 10 月 26 日付官報第 252 号）は、以下の通り定める：

「当憲法改正法の施行日より、憲法最終規定 XIII 第 1 項および第 2 項の法律効果は、消滅する」。

サヴォイア家の旧国王，その配偶者，男子末裔は，国家領域内に入り，滞在することを禁ずる。

国家領域内にあるサヴォイア家旧国王，その配偶者，男子末裔の財産は，国に移管される。1946年6月2日以降に発生した，前項財産の物権移譲，設定は無効とする。

14.

貴族の称号は認められない。

1922年10月28日以前に存在した名誉称号は，人名の一部をなすものとする。

マウリツィアーノ会は病院組織として保存され，法律で規定する様式に於いて運営される。

法律は，紋章院廃止を定める。

15.

憲法の施行により，暫定的国家制度に関する1944年6月25日付代理委任立法令第151号は，法律に変更されたとみなされる。

16.

憲法施行後 1 年以内に、明示的にも暗示的にも廃止されていない、憲法と同様の手続きを要する既存の法律の改正および憲法との調整を行う。

17.

憲法制定議会は、1948 年 1 月 31 日までに、共和国上院議員選挙法、特別州規則および出版物法に関する決議を行うために議長より招集される。

新両院選挙日まで、憲法制定議会は、1946 年 3 月 16 日付委任立法令第 98 号第 2 条第 1 項、第 2 項および第 3 条第 1 項、第 2 項の規定に従い同議会に委任される権限につき決議する必要がある場合招集することができる。

前項の期間に於いて、常任委員会はその機能を継続する。立法委員会は、政府から送付された法案に意見書および改正案を付した上、政府に返送する。

下院議員は政府に対し、質疑を行い書面回答を求めることができる。

憲法制定議会は、本条第 2 項の規定により招集される。

18.

憲法は、憲法制定議会の承認から5日以内に、暫定国家元首より審査の上署名され、1948年1月1日以内に施行される。

憲法本文は、共和国の各市公会堂に寄託され、各市民がこれを認識できるよう、1948年の1年間掲示される。

国璽を配した憲法は、共和国の公式法令集に挿入される。

憲法は、共和国の基本法として、すべての市民および国の各組織から忠実に遵守されなければならない。

ローマ、1947年12月27日

エンリコ・デ・ニコラ

副署

憲法制定議会議長

ウンベルト・テラチーニ

内閣総理大臣

アルチデ・デ・ガスペリ

検印

司法大臣

ジュゼッペ・グラッシ

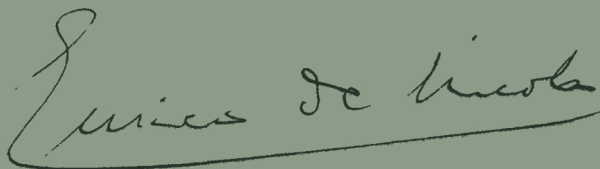
Stabilimenti Tipografici Carlo Colombo S.p.A.
Roma - settembre 2023

イタリア憲法は、1947年12月27日、王国制度と共和国制度との選択を諮る1946年6月2日の国民投票日から憲法公布日までの暫定国家元首公邸として、エンリコ・デ・ニコラが選択したジュステニアーニ宮殿にて、審査の上署名された。

本書は、イタリア共和国憲法現行版であり、1947年12月27日付官報特別版第298号への掲載から、その後現在に至るまで憲法改正法により導入された改正内容を反映したものである。

熟読しました！

自覚をもって署名できます。

A handwritten signature in black ink, reading "Enrico De Nicola". The signature is written in a cursive style and is underlined with a single horizontal stroke.